

市県民税の申告と所得税及び復興特別所得税の確定申告(つづき)

所得税及び復興特別所得税の還付申告ができる方

給与所得者の方や年金所得者の方で、確定申告の必要がない方でも、次に該当する場合には、確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

- ・マイホームをローンなどで取得した方(住宅借入金等特別控除)
- ・多額の医療費を支払った方(医療費控除)
- ・年末調整で控除の手続きを忘れた方
- ・年の途中で退職したため、勤務先で年末調整を受けられなかった方

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1年間(1月から12月まで)のすべての所得から所得控除を差し引いて計算した所得税額によって所得税を納付したり、還付を受けたりするものです。

平成26年中に次のような所得のあった方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要があります。○事業所得者(農業を営む)などの方

・各種所得金額の合計額が、所得控除金額の合計額を超える方

○給与所得者の方で次のいずれかに該当する方

- ・給与の収入が2千万円を超える方
- ・給与以外の所得(農業や年金など)が20万円を超える方
- ・2カ所以上から給与の支払いを受けている方
- ・源泉徴収をされていない給与の支払いを受けている方

※譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)のある方や青色申告の方、災害などの被害により雑損控除を受ける方、事業所得で新規開業の方、過年分の申告をする方、消費税の申告をする方、一般の住宅借入金等特別控除以外(住宅特定改修など)の申告をする方は、市役所では相談できません。この場合は、イオンモール成田で申告相談してください。

申告に必要なもの

・源泉徴収票などの収入のわかるもの(事業所得者については収支のわかるもの)

・健康保険、国民年金、介

護保険料の領収書や証明書など(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額は電話での問い合わせにお答えできません)

・生命保険や地震保険などの控除証明書・印鑑(スタンプ印は不可)、電卓、筆記用具

今回の申告の主な改正点

○住宅税制について

住宅の購入金などに含まれる消費税の税率が8%の場合の住宅借入金等特別控除について、住宅借入金等の年末残高の限度額が引き上げられました(一般住宅2000万円↓4000万円、認定住宅3000万円↓5000万円)。

○上場株式等の譲渡所得等および配当所得について

右記所得などに係る10%軽減税率の特例措置が平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以後は本則税率の20%(所得税15%、市県民税5%)が適用されます。

成田税務署

☎0476-2815151

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の確認書を発行します

確定申告などの際、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は社会保険料控除を受けることができます。

方は、確認書を発行します。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、窓口へお越しください。☎443-1139

後期高齢者医療保険料 国民年金課 ☎443-1139
介護保険料 高齢者福祉課 ☎443-1491

八街市子ども・子育て支援事業計画(案)への意見を募集

幼児期の学校教育・保育

子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成27年度～31年度までを一期とする「八街市子ども・子育て支援事業計画」の案を取りまとめましたので、ご意見をお寄せください。

ご意見をお寄せください。頂いたご意見を今後の審議に生かすため、パブリックコメント手続きを実施します。

意見の提出方法

児童家庭課へEメール、郵送、FAXまたは直接提出してください。

意見の概要や市の考え方をホームページなどで公表する予定です。

募集期間 2月10日～27日

募集期間 2月10日～27日

募集期間 2月10日～27日

八街市障害者基本計画・障害福祉計画(案)への意見を募集

障害者福祉の推進を図るため、計画の見直しを進めています。

平成27年度～32年度までを期間とする八街市障害者基本計画・障害福祉計画の案を取りまとめましたので、ご意見をお寄せください。

頂いたご意見に対して個別の回答はしません。ご意見の概要や市の考え方をホームページなどで公表する予定です。

ご意見をお寄せください。頂いたご意見を今後の審議に生かすため、パブリックコメント手続きを実施します。

意見の提出方法

障がい福祉課へEメール、郵送、FAXまたは直接提出してください。

意見の概要や市の考え方をホームページなどで公表する予定です。

募集期間 2月10日～27日

募集期間 2月10日～27日

募集期間 2月10日～27日

八街市障害者基本計画・障害福祉計画(案)への意見を募集

障がい福祉課へEメール、郵送、FAXまたは直接提出してください。

意見の概要や市の考え方をホームページなどで公表する予定です。